

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市男女共同参画推進センター（以下「男女共同参画推進センター」という。）を管理運営するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）並びに、広島市男女共同参画推進センター条例及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 男女共同参画推進センターに関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (5) 事業計画書等に基づき、施設使用者（以下「使用者」という。）が快適に施設を使用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理経費の縮減に努めること。
- (6) 使用者の意見を管理運営に反映させ、使用者の満足度を高めていくこと。
- (7) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (8) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 男女共同参画推進センターの事業の実施に関すること

指定管理者は、男女共同参画を推進するため次の事業を実施する。

個々の事業を企画・立案する際には、事前に広島市の男女共同参画の現状や施設の特質等を把握・分析したうえで行うとともに、事業内容が市民、市民活動団体等の地域における活動を促進するものとなるよう工夫する。また、市民・市民活動団体と積極的に連携し、提案等を事業に反映させるしくみ（企画・運営グループ等）を作るとともに、事業終了後は、個々の事業の評価を行い、今後の事業の企画に反映させる。なお、詳細は別途協議して定める。

ア 男女共同参画に関する普及啓発

男女共同参画に関する意識啓発を図るため、広島市男女共同参画推進員（*1）、男女共同参画推進センター登録団体（*2）等と連携して事業を実施する。

- (ア) 市民を対象とするシンポジウム等の開催
- (イ) 地域団体や事業所等への出前講座等の実施
- (ウ) 男女共同参画や、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図るリーフレット等の作成・配布

*1 広島市男女共同参画推進員：男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進する活動を行うため、広島市が養成している（平成 27 年 7 月現在 48 名）。

*2 男女共同参画推進センター登録団体：男女共同参画推進を目的とする市民活動団体の活動及びネットワークづくりを支援するとともに男女共同参画推進センターの利用を促進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として、使用者のうち男女共同参画推進を目的とする市民活動団体を登録する（団体登録の詳細は説明会で配布する。）。

イ 男女共同参画に関する講座の開催

男女の自立と社会参画、女性の活躍推進等の課題解決に向けて必要とされる知識・技能を修得する学習・研修機会を提供するため、各種講座（講習会、研修会等を含む。）を開催する。

(ア) 男女の男女共同参画の取組促進を図るための講座

(イ) 女性の活躍推進を図るための講座

(ウ) 女性の就労支援講座

(エ) 広島市立大学等地域の大学、事業所、男女共同参画推進センター登録団体、NPO等と連携した講座

(オ) 人権教育講座

(カ) ボランティアリーダー・コーディネーターの養成講座

※ 各種講座の開催にあたっては、座学のみではなく、受講者が積極的に発言したり作業することにより、実践的な能力を高めることができるよう工夫する。

また、学習効果を形（報告書やイベント等）にすることにより、その過程での関係者間のネットワーク形成が図れるよう工夫する。

男性を対象（育児や介護の推進等）としたものや、企業を対象（中小企業における女性の活躍推進や働きやすい職場づくり等）にしたもの等、様々な方を受講対象とするものを開催し、受講対象が一律化しないよう工夫する。

※ 男女共同参画推進員と適宜連携し、地域レベルでの実践的な活動促進につながるよう工夫する。

ウ 男女共同参画に関する相談

男女が抱える課題を解決していくため、下記の相談事業を実施する。

電話相談	<p>(1) 女性のためのなんでも相談 実施曜日等：開館日の午前及び午後／毎週2回 夜間 相談員：女性相談員</p> <p>(2) 男性のためのなんでも相談 実施曜日等：土曜日の午後／毎週1回 夜間 相談員：男性相談員</p> <p>※ 男女で異なる電話番号を設定する。</p>
面接相談	<p>(1) 女性のためのなんでも相談<要予約> 一般相談 「女性のためのなんでも相談(電話相談)」後、必要に応じて実施 相談員：女性相談員（必要に応じて専門家で対応）</p> <p>(2) 女性のための専門相談<要予約></p> <p>① こころの相談 実施曜日等：毎月1回以上（1回当たり1時間以上） 相談員：女性の専門家（臨床心理士等）</p> <p>② 法律相談 実施曜日等：毎月2回以上 （月2回については1回当たり3時間以上とし、その他別途緊急時に対応できる時間枠を設けること） 相談員：女性弁護士</p> <p>③ 就労支援相談</p>

	<p>実施曜日等：毎月2回以上 （開催時間を午前、午後、夜間に分けて実施するなど、相談者が利用しやすい体制とすること） 相談員：女性の専門家（キャリアコンサルタント等）</p>
グループ相談	<p>実施曜日等：年4回以上 対象：男女 内容：子育てや介護、仕事と家庭の両立など、男女を取り巻く課題についてテーマを定め、同じ悩みや問題を抱える者が交流し、気持ち、経験の共有や情報交換を図りながら、自らの悩みや問題に立ち向かい、克服していく力を育てる。</p> <p>※ グループ相談のテーマに応じて実施時間を設定するとともに、相談員（専門家、経験者）を配置 ※ テーマによっては、男女別を実施し、必要に応じて男性対象の場合は男性の相談員を、女性対象の場合は女性の相談員を配置</p>

エ 男女共同参画に関する調査研究

広島市における男女共同参画の現状を把握し、課題解決に向けての新たな市の施策・事業を具体化するため、男女共同参画推進センター登録団体、NPO、大学等との連携による調査研究を推進する。

調査研究にあたっては、資料等の提供、会議・調査研究報告会等を実施する場合の会場提供及び広報などの支援を行う。

オ 男女共同参画に関する情報の収集及び提供

男女が主体的に自らの生き方を選択することができるよう、その自立と社会参画を支援する各種サービス等の最新情報を、以下のとおり入手することのできる環境を整備する。

(ア) 資料室の運営

- a 男女共同参画、仕事と生活の調和、女性の活躍促進に関する情報や図書資料（図書、DVD、関連情報誌、政令指定都市の行政資料等）の収集・提供（貸出・閲覧）
- b 男女共同参画推進センターにおいて収集・管理している図書資料（約1万冊）の提供（貸出・閲覧）

(イ) ICT等による情報提供

- a 男女共同参画推進センターのホームページ運営
- b メールマガジン発行（月2回以上）
- c 広報紙発行（年6回以上、2,000部以上／回）
- d 施設案内パンフレット発行
- e 男女共同参画推進センター事業概要発行
- f ひろしま情報a-ネットによる市民活動団体情報その他各種情報の登録及び更新

* ひろしま情報a-ネット：市民活動に関する団体・サークル情報、イベント情報等を掲載した、広島市運営のウェブサイト。指定管理者は、管理者用端末を2台用意する。なお、リースする場合、リース期間は指定期間内とすること。

カ 男女共同参画に関する活動及び交流の場の提供

男女共同参画推進センター登録団体、NPO等の活動の活発化を図るとともに、こうした団体等の地域における活動を促進するため、活動スペースの提供、イベント実施等（会場の提供、広報等）の支援などに取り組む。

また、社会参画活動や地域活動を展開していくうえでネットワークは欠かせない活動基盤となるため、活動団体間の交流の場を提供し、新たなネットワークづくりを支援する。

キ その他広島市が必要と認める事業

(ア) 市内をはじめ他都市の男女共同参画推進センター等と連携した事業の実施

(イ) 近接する商店街と連携した事業の実施

(ウ) ギャラリーの運営

1階エントランススペースを中心に、男女共同参画推進センターで活動する団体等の作品展示を行う。出展者は定期的に公募する。

(エ) チャレンジショップの開設

1階エントランススペースに、起業に向けた実践を学ぶ場としてチャレンジショップを開設する。出店者は基本的に女性とし、定期的に公募する。

(オ) 一時保育（託児）の実施

幼児を持つ親等が安心して事業に参加できるよう、主催事業の開催時に一時保育を実施する。

(カ) その他指定管理者の提案に基づき、広島市が必要と認める事業

(2) 男女共同参画推進センターの使用の許可に関すること

指定管理者は男女共同参画推進センターの施設及び附属設備の使用受付、ひろしま公共施設予約サービス（*）利用者登録の受付、本サービスによる予約受付及びマスタ情報の管理、使用許可、使用許可後のキャンセルの受付、開錠、施設及び附属設備使用後の確認を行う。

また、別途、使用料の収納事務を指定管理者へ委託する。

なお、使用許可を要する施設及び附属設備並びにこれらの使用料は、別添の広島市男女共同参画推進センター条例及び条例施行規則の別表に定めるとおり。

* ひろしま公共施設予約サービス：インターネットに接続したパソコンや携帯電話を使って、公共施設（公民館や文化施設、スポーツ施設など）の空き状況の確認や、予約の申込みなどを行うことができるサービス。本サービスによる予約受付にあたっては、利用者登録申請書の受付、本システムへの利用者登録、登録者番号の付与及び予約情報のシステム入力を行う必要がある（本サービスの運用については、別途指示する。）。

ア 使用許可

(ア) 施設及び附属設備は、団体の活動に使用することを想定しており、原則として個人使用は認めない。使用許可を要しない施設は個人使用ができる。

(イ) 男女共同参画の推進の目的で使用する場合には、使用日の3か月前、男女共同参画の推進以外の目的で使用する場合は、使用日の1か月前から予約や申請受付を行うこと。ただし、広島市が特別に承認した場合はこの限りではない。

(ウ) 使用申請時には、使用者からの使用許可申請書の提出を受け、内容を確認した後に使用許可を行い、許可書を申請者に交付すること。

(エ) 使用料は、原則許可の際に収納し、領収証書を交付すること。なお、更衣室のロッカーを使用しようとする者は当該使用の際に納付する。

(オ) 使用料の減免申請があった場合は、使用者から減免申請書の提出を受け、速やかに広島市に送付すること（減免手続きの詳細は説明会で配布する。）。

(カ) 使用許可にあたっては、「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付すこと。

(キ) 施設及び附属設備は、引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

イ 使用状況の報告

開館日毎に、館日誌を作成するとともに、使用件数・利用者数及び使用料金の収納等のデータをまとめ、毎月報告を行うこと。

(3) 男女共同参画推進センターへの入館の制限に関すること

次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- エ その他管理運営上支障があると認められる者

(4) 男女共同参画推進センターの特別設備の設置の許可に関すること

特別の設備とは、施設の利用にあたり、使用者が別途持ち込む音響調整卓、放送用テレビカメラ等の機器類をいう。なお、次の場合は特別設備の設置を許可しない。

- ア 特別設備の設置又は撤去の際に、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備付物品等を傷つけるおそれがあるとき。
- イ 搬入しようとする特別設備の形状、大きさ、重量、消費電力等が施設の構造、容量等に適合していないとき。

(5) 男女共同参画推進センターの施設及び設備の維持管理に関すること

別記「7 施設の管理に関する業務 (1) 施設・設備等保守管理業務」のとおり。

(6) その他広島市が定める業務

別記「10 その他業務」のとおり。

(7) 特記事項

- ア 応募要領記載の広島市が設定する数値目標を参考にし、平成28年度から平成31年度の利用者数の数値目標及びこれを達成するための利用促進策を策定すること。
- イ 避難場所として使用される場合は、広島市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
指定管理者の役割は概ね次のとおり。
 - (ア) 施設の開錠
 - (イ) 施設使用についての指示（利用可能箇所及び利用可能備品等の指示）
 - (ウ) 各種設備の利用方法等の指導等
 - (エ) 施設の利用調整（既に利用申請がある者への対応）
 - (オ) 施設の被害状況の報告

3 管理の基準

(1) 休館日

- ア 月曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)
ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日
- ウ 8月6日
- エ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(3) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市男女共同参画推進センター条例及び条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守する。

(4) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

使用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができる。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがある。

4 リスク分担

詳細については、広島市と指定管理者が締結する協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	
その他協議により定める事項	協議	

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

5 自主事業

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、男女共同参画推進センター利用促進のための以下の自主事業を実施することかできる。

(1) 各種講座、講習会、講演会等の実施

指定管理者は次に掲げる事項に留意のうえ、事前に広島市の承認を得て自主事業を実施することができる。

ア 男女共同参画の推進に有益な事業であること。

イ 自主事業の実施は諸室の使用状況を踏まえ、使用者の自主活動を制約しない範囲とすること。

ウ 参加者から受講料等を徴収することができ、それらの収入は指定管理者のものとする。ただし、自主事業の実施に要する経費は、指定管理料には含まれない。

(2) 喫茶スペースの有効活用の実施

ア 指定管理者は、事前に広島市の承認を得て喫茶スペースを活用した自主事業を実施することができる。

イ 事業参加者から参加料等を徴収することができ、それらの収入は指定管理者のものとする。ただし、自主事業の実施に要する経費は、指定管理料には含まれない。

※ 事業内容が、男女共同参画の推進に有益な事業に該当しない場合は、広島市への目的外使用許可の申請及び、許可に係る目的外使用料を支払う必要があります。

(3) 印刷サービス事業の実施

- ア 指定管理者は、電子複写機（コピー機）等を使用した印刷サービスを行うことができる。
- イ 電子複写機等は指定管理者で用意すること。
- ウ 使用者から徴収する実費に係る収入は指定管理者のものとする。

《参考》男女共同参画推進センター指定管理者が設定した料金表（平成 26 年度）

印刷	製版代	原稿	1 枚 30 円	
	印刷代	持込用紙	1 枚 0.5 円（インク代として）	
		備付用紙	B 4 まで	白紙 1 枚 2 円、 色上質紙 1 枚 4 円
A 3	白紙 1 枚 4 円、 色上質紙 1 枚 6 円			
電子複写機	コピー代	100 枚未満	A3 まで（白黒）1 枚 10 円 A3 まで（カラー）1 枚 30 円	
		100 枚以上	B4 まで 1 枚 7 円 A3 1 枚 9 円 （白黒・カラー同料金）	

※ 印刷は、裏面は一律 1 枚 0.5 円

※ 両面コピーは表裏で 2 枚としてカウント

(4) その他使用者の利便を図る事業の実施

(5) 経理処理

- ア 自主事業は会計を独立させること。
- イ 講師謝礼金、保険料など自主事業の実施に必要な経費は指定管理者が負担すること。
- ウ 自主事業に伴う収入は、自主事業会計において指定管理者の収入とすることができる。
- エ 自主事業により生じた損失はすべて指定管理者の負担とし、広島市は当該損失に対し補填等を行わない。また、自主事業による経費的損失を指定管理料で補填してはならない。

6 職員配置、研修等

(1) 職員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置する。

配置人員は 9 人を標準とする。

(2) 専門職員

配置人員のうち、一般市民向け講座等の企画・実施運営に携わった経験が通算 3 年以上ある者 1 人を標準とする。

(3) 防火管理者

配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者 1 人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(4) 留意事項等

- ア 使用料の収納事務（公金の取扱事務）は再委託することができないため、当該事務を含めた人員配置を計画すること。
- イ 開館遅延防止等への適切な対応を講ずること。
- ウ 開館時間中は事務室に最低1名以上の人員を確保すること。また、開館時間中は利用者からの使用許可申請の受付業務を行う必要があることから、受付を担当する職員は、広島市男女共同参画推進センター条例及び条例施行規則等の内容を熟知し、的確に使用許可等の判断を行うことができる者とする。
- エ 管理監督的地位にあるものが業務に従事しない時間帯にあつては、不測の事態や災害等に迅速かつ的確な対応ができる職員を配置すること。
- オ 業務を担当する職員が不在の場合にも他の職員がフォローできるような体制を整えること。
- カ 使用料等の公金を取り扱う職員は、適正な現金管理や会計処理などの事務処理を行うことができる職員を配置すること。
- キ ひろしま公共施設予約サービスによる予約受付及び館日誌作成業務等に対応できるよう、パソコン操作ができる者を配置すること。

(5) 職員研修等

- ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。
- イ 職員には接遇や経理事務等、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得するための研修を実施すること。
- ウ 必要に応じ国立女性教育会館等が実施する各種研修会に職員を派遣するなど、職員の資質及び能力の向上に努めること。
- エ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。
- オ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。
- カ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- キ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

7 施設の管理に関する業務

(1) 施設・設備等保守管理業務

- ア 指定管理者は、施設・設備等の保守管理にあたり、次のことに留意して行う。
 - (ア) 施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
 - (イ) 施設を常に清潔に保ち、かつ、使用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
 - (ウ) 設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適正に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。
 - (エ) 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの施設・設備等の保守管理を行うこと。
 - (オ) 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに広島市に報告すること。
- イ 男女共同参画推進センターの保守管理
 - 次の業務は、施設維持管理業務として指定管理者が単独で行う（業務内容に関する詳細は説明会で配布する。）。

施設維持管理業務	主な仕様
エレベーター保守点検	事故の未然防止及び設備機能の停止又は低下の防止を図るため、エレベーターの保守点検業務を月1回行う。(乗用11人乗り、1台)
秘密文書回収運搬等	秘密文書を製紙原料としてリサイクルするため、必要に応じ、年1回以上製紙業者に搬入する。
特別管理産業廃棄物収集運搬	使用済み蛍光灯・電池等の有害廃棄物の収集・運搬業務を年1回行う。

ウ 建物に係る保守管理

次の業務については、一般財団法人広島市職員互助会（以下「職員互助会」という。）と入札・発注を行い、職員互助会と連名で契約を行い、それぞれ面積等の按分比率に基づき負担額を支払うものとする。また、下線の業務については、施設・設備の構造上、共同管理となるため、必ず職員互助会（自家用電気工作物保安業務及び消防用設備等保守管理業務についてはアマノマネジメントサービス株式会社広島支店を含む。）と協議し、連名で契約を行う。連名での契約は、基本的に按分比率が高い方が契約事務を担当する（業務内容に関する詳細は説明会で配布する。）。

業務	主な仕様	按分比率（※）
機械警備	火災、盗難、その他の事故を未然に防止し、施設における秩序の維持並びに保全を図るため、機械警備を行う。	53.70%
清掃	施設の衛生上の維持管理を図るため、施設内および建物外周等の清掃を行う。また、ごみは広島市の定める基準に従い、原則として毎日分別収集のうえ、所定の集積場へ搬出する。	49.94%
ごみ収集運搬	施設から排出されるごみについて、集積場から搬出し、広島市が指定する処理場へ搬入する。可燃ごみは毎日、不燃ごみ・資源ごみは週3日搬出する。	55.00%
樹木・植込整備	景観の保持及び樹木の育成のため、施設が管理する樹木・植込みの選定等を行う。高木11本の剪定年1回、中木17本、灌木130㎡の剪定年2回、病虫害駆除年2回、施肥年1回、除草年3回	55.00%
<u>冷暖房空気調和設備等保守管理</u>	設備の円滑かつ経済的な運転、事故の未然防止及び設備の機能停止又は低下の防止並びに施設の衛生的な環境の確保を図るため、関係法令に基づき、空調冷暖房設備及び機械換気設備、電気設備、給排水衛生設備、消防施設等の保守及び運転管理並びにねずみ害虫駆除等衛生的環境確保業務（5月・11月）を実施する。	29.72%
<u>ばい煙測定</u>	大気汚染防止法等の法令に基づき、ばい煙等の測定業務を行う。8月・2月の同一日に各3回測定	62.00%
<u>構内電話交換設備保守管理</u>	施設が所有する構内電話交換設備の円滑かつ経済的な運転状態を保ち、事故の未然防止及び設備機能の停止又は低下の防止を図るため、機器の保守管理を行う。点検は年4回	61.00%
<u>自家用電気工作物保安</u>	自家用電気工作物の安全かつ良好な運転状態を確保するため、次の物件の保安業務を行う。保守点検は月1回（電気工作物の設置・改造等の工事期間中にあつては毎週1回）、定期点検は年1回。対象物件：受電電圧6600V、受電容量300KVA、非常用予備発電装置80KVA	38.16%
<u>消防用設備等保守管理</u>	消防用設備等及び防火上必要な建築設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図るため、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検を行う。	44.90%

建築物等の定期点検	災害の防止に努め利用者の安全を図るため、建築物の敷地及び構造等並びに昇降機を除く建築設備について損傷、腐食その他劣化状況の点検を行う。建築物は3年に1回、建築設備は年1回	55.00%
-----------	---	--------

※ 当該比率は平成26年度実績であり、業務の仕様内容を変更した場合は、按分比率を見直すことがある。

エ その他の施設の維持・設備の管理

(ア) 光熱水費（一部を除く。）及び共用管理費については、職員互助会が窓口となって一括して支払うため、職員互助会に対し、男女共同参画推進センター負担分を支払う。

a 光熱水費は月ごとの使用量による按分比率に基づき負担分を支払う。

b 冷暖房ガス料金については、按分比率を62.01%として負担分を支払う。

(イ) 光熱水費のうち、湯沸室のガス料金については、直接業者に支払う。

(ウ) 設備・施設等の修繕のうち、共用部分・共用設備の按分比率については、原則50.00%であり、支払いの窓口については職員互助会と協議する。なお、空調冷暖房の修繕については、按分比率を57.00%とし、直接業者に支払う。

オ 備品等の保守管理

指定管理者は、広島市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」をはじめ、関係例規に基づき適正に管理する。なお、物品等の調達に当たっては、広島市の定める「広島市グリーン購入方針」に基づき環境物品等の調達に努める。

(ア) 指定管理者は、広島市が別途貸し付ける備品を、施設の運営に支障を来たさないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに広島市に報告するとともに修繕などの措置を行うこと。

また、使用者が使用する備品については日常的に点検し、不具合により事故が起きないように管理すること。指定期間の終了若しくは指定の取消の場合は、備品は原状に復帰すること。

(イ) 備品等の所有権の帰属

広島市から貸し付けた備品及び広島市が指定管理者に購入を指示、若しくは施設の管理運営上必要な備品（資料室の図書資料を含む。）等の所有権は、広島市に帰属し、指定管理者が任意に購入した備品等の所有権は、指定管理者に帰属する。なお、詳細は、広島市と指定管理者が締結する協定において定める。

(ウ) 備品台帳の作成

備品の管理に当たっては、広島市の基準に準じて指定管理者が備品台帳を作成し、適正に行うこと（廃棄の場合も同じ。）。備品台帳に記載する事項は、広島市が定めた整理番号、品名、形状・その他、登録番号、（取得）価額、取得年月日、（取得）理由、納入者、異動年月日、（異動）理由、異動元、使用場所、使用開始年月日などである。

なお、備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価額が2万円以上の物品をいう。

(エ) その他

a 年2回、備品リストを送付するので、リストと備品を照合し、その結果を所定の様式により報告すること。

b 重要物品（取得価額又は評価価額が100万円以上の備品）については、毎年、所定の様式により管理の状況を報告すること。

c ピアノ（グランドピアノ1台、アップライトピアノ1台）は年1回以上調律すること。

(オ) 消耗品の管理

施設の運営に支障を来たさないよう必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し管理を行う。不具合の生じたものについては随時更新を行う。

カ 緊急時の対応

(ア) 防火・防災体制

- a 消防計画の作成と届出
- b 消防計画に基づく消防訓練（消火・通報及び避難）の実施
- c 消防用設備の点検及び整備並びに点検報告の届け出
- d 防火対象物（施設）の点検報告
- e 避難又は防火上の必要な構造又は設備の維持管理
- f 自衛消防隊の結成
- g 緊急事態発生時の広島市への通報及び広島市の指示による避難者等の受入れ支援並びに協力体制の確保

(イ) その他

指定管理者は、施設内での事故、食中毒、不審者等に対応するため、事前に緊急時の対応計画を作成し、広島市に提出すること。

キ 文書の管理・保存について

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領した文書等は、広島市文書取扱規程に基づき、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存すること。

ク 行政手続きにおける指定管理者の責務について

施設の使用の許可等の処分には、広島市行政手続条例が適用されることから、指定管理者は、その業務の範囲内において同条例に規定する責務を負う。

(2) 利用者への便益施設の設置

男女共同参画推進センターには、自動販売機を設置する予定である。自動販売機の設置の許可は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項、広島市財産規則等の規定に基づく事項であり、指定管理者の業務の範囲外であることから、指定管理者の提案の対象外とする。

なお、男女共同参画推進センターの自動販売機については、広島市から目的外使用許可を受けた下記の事業者が設置・運営にあたる予定である。

(便益施設設置予定)

便益施設	数量	事業者
自動販売機	1 台	(一財)広島市母子寡婦福祉連合会

8 モニタリング及び実績評価

広島市は、指定管理中にモニタリング及び実績評価を次のとおり実施する。

(1) モニタリングの方法

ア 定期モニタリング

広島市は、指定管理者から提出された月次報告書、年次報告書等により、指定管理者が適正かつ確実なサービスの提供を確保しているか、また、履行内容及び報告書等の具体的な内容が業務要求水準を満たしているかについて確認する。

イ 臨時モニタリング

広島市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨時モニタリングを実施する。

臨時モニタリングは、指定管理者に事前に通知した上で、施設の維持管理、経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができる。

(2) 実績評価

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

(3) 提供すべき業務の基準を満たしていない場合等の措置

実績評価の結果、指定管理者の提供すべき業務の基準を満たしていないと判断される場合、又は利用者が施設を使用するうえで明らかに利便性を欠くと認められる場合、広島市は指定管理者に対して必要な改善指示を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことができる。

9 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

10 その他業務

(1) 使用料の収納等

男女共同参画推進センターでは、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度は採用しないため、施設及び附属設備の使用料はすべて広島市の歳入となる。

この使用料の収納等については、別途、広島市と指定管理者との間で公金収納事務委託契約を締結する。当該委託契約に係る経費は、あらかじめ指定管理料の中に含めている。

ア 使用料の収納

指定管理者は使用者から使用料を徴収し、原則翌日、金融機関に納付すること。また、帳簿を作成し、毎月、広島市に報告すること。

なお、使用料金の減免申請があった場合は、減免申請書を提出させ、速やかに広島市に送付すること（減免手続きの詳細は説明会で配付する。）。

イ 使用料の還付

一旦収納した使用料金の返還申請があった場合は、申請者から返還申請書を提出させ、広島市に送付すること。

なお、返還額は、①使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合は全額、②使用日の1週間前までに使用の取消又は変更し申し出た場合は全額、③使用日の前日までに使用の取消又は変更を申し出た場合は半額となる。

(2) 事業計画書及び収支計画書の作成

指定管理者は、毎年度広島市が指定する期日までに、広島市と調整を図り、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し、広島市に提出し、確認を受けること。但し、広島市が経費を負担する大規模改修・備品購入等についての計画書は、6月上旬までに提出すること。

(3) 事業報告書の作成

指定管理者は、業務実績について、月次報告書を翌月10日まで（3月分については3月31日まで）に、年次報告書を年度終了後速やかに広島市に提出すること。詳細については、広島市と指定

管理者が締結する協定で定める。

(4) 広報

指定管理者は、施設・事業の広報に努める。

- ア 施設の利用の方法等を記載した「利用の手引き」を作成すること。
- イ 各事業のチラシ等の作成・配布およびマスメディア等を活用した広報活動を行うこと。
- ウ ホームページの作成・更新を適宜行うこと。
- エ 事業報告書の作成・配布を行うこと。

(5) 委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、施設・設備等保守管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は事前に広島市の承認を受けるとともに、専門業者等から業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果を広島市に報告すること。

(6) 関係機関・団体との連絡調整及び協力

- ア 広島市、職員互助会等との連絡調整及び協力
男女共同参画推進センターは、広島市職員会館、広島市営駐車場、広島中央警察署鷹野橋交番、独立行政法人都市再生機構フラワープラザ鷹野橋との合築であり、建物の区分所有等に関する法律に基づき規約を締結しているため、規約を遵守し、これらの関係機関との連絡調整及び協力を努めること。
- イ 広島市の基本計画、実施計画及び男女共同参画基本計画等に関する事業の企画・実施にあたっては関係部局と連携・協力を図ること。
- ウ 広島市及び他の男女共同参画推進センター等と連携・協力を図ること。
- エ 市民・市民活動団体等との連携・協力を図ること。

(7) 各種調査依頼等に係る対応

指定管理者は、広島市・行政機関等からの各種調査依頼等に対し、誠実に対応すること。

(8) 施設運営に関する自己評価の実施

指定管理者は、男女共同参画推進センターの目的を効果的に実現するため、使用者のニーズを把握するための取組や日常業務の中で得た使用者等からの施設運営に関する意見等により、適宜自己評価を行い、指定管理業務に反映するよう努めること。

なお、施設の管理運営に関して行った自己評価の結果を上記(3)で記載した事業報告書にまとめ広島市に提出すること。

(9) 苦情等への対応

指定管理者は、指定管理業務について使用者等から寄せられた苦情等については、広島市に報告・協議して対応すること。

(10) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

- ア 広島市暴力団排除条例及び応募要領別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しく

は組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜料）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

(11) 指定管理業務期間の前に行う事項

ア 協定項目についての広島市との協議

イ 配置する職員等の確保、職員研修

ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議

エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

※ なお、当該業務の実施に要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(12) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく男女共同参画推進センターの業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、指定管理完了時終了時の引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、指定管理者であった団体が負担すること。

(13) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するにあたり、必要に応じ実地に調査し、又は指定管理者に対し必要な記録の提出を求める場合がある。

(14) 保険への加入

指定管理者は応募要領及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険（施設賠償責任保険等）に加入すること。なお、火災保険については広島市が加入する。

(15) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別紙「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

11 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の事項に留意して円滑に実施する。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 広島市の他の市民利用施設と連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、広島市と協議を行うこ

と。

- (4) 各種規程等がない場合は、広島市の諸規程に準じて業務を実施すること。
- (5) その他管理の基準に記載のない事項については、広島市と協議を行うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

注) 1 「甲」は委託者を、「乙」は指定管理者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

広島市男女共同参画推進センター条例

平成23年7月4日
条例第22号

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画（広島市男女共同参画推進条例（平成13年広島市条例第55号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）に関し、普及啓発、活動の場の提供等を行うことにより、男女共同参画を推進するため、広島市男女共同参画推進センター（以下「男女共同参画推進センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 男女共同参画推進センターは、広島市中区大手町五丁目6番9号に置く。

(事業)

第3条 男女共同参画推進センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画に関する普及啓発
- (2) 男女共同参画に関する講座の開催
- (3) 男女共同参画に関する相談
- (4) 男女共同参画に関する調査研究
- (5) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (6) 男女共同参画に関する活動及び交流の場の提供
- (7) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 男女共同参画推進センターの施設及び附属設備（市長の定める施設及び附属設備を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、男女共同参画推進センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。
- 3 市長は、第1条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるときは、第1項の許可をすることができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、男女共同参画推進センターの施設及び附属設備の使用の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 男女共同参画推進センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
 - (4) その他管理運営上支障があるとき。
- 2 男女共同参画推進センターの施設及び附属設備は、引き続き3日を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

(使用料)

第7条 男女共同参画推進センターの施設及び附属設備を使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用許可の際（更衣室のロッカーにあっては、使用の際）、納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公共又は公益の目的のために使用するとき、その他特別の理由があると認め

るときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。

- (1) 男女共同参画推進センターの施設及び附属設備を使用しようとする者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額
 - (2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額
 - (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額
- (目的外使用等の禁止)

第10条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、男女共同参画推進センターの施設及び附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。

(特別設備の設置の許可)

第11条 男女共同参画推進センターの施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第5条第1項各号に規定する事態が発生したとき。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、男女共同参画推進センターの施設及び附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 男女共同参画推進センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の損害賠償責任)

第15条 本市は、第12条の規定による処分により使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第16条 男女共同参画推進センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により男女共同参画推進センターの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条、第11条及び第12条の規定の適用については、第4条第1項中「市長の許可」とあるのは「第16条第1項の指定管理者の許可」と、同条第2項及び第3項、第5条第2項、第11条第1項並びに第12条中「市長」とあるのは「第16条第1項の指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。

- (1) 市民の平等な男女共同参画推進センターの使用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、男女共同参画推進センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った男女共同参画推進センターの管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、男女共同参画推進センターの管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進センターの事業の実施に関する事。
- (2) 男女共同参画推進センターの使用許可に関する事。
- (3) 男女共同参画推進センターへの入館の制限に関する事。
- (4) 男女共同参画推進センターの特別設備の設置の許可に関する事。
- (5) 男女共同参画推進センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (6) その他市長が定める業務

(委任規定)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 広島市女性教育センター条例(昭和57年広島市条例第34号)は、廃止する。

3 使用許可の手續、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成26年2月28日条例第1号 抄)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 施行日前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市湯来農村環境改善センター、地域交流センター、公民館、広島市青少年センター、少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの使用に係る使用料

別表(第7条関係)

(1) 施設の使用料

区 分	使用料の額(1時間までごとに)
研修室	円 1室につき 460
会議室	1室につき 460
フィットネスルーム	1,380
音楽練習室	1室につき 460
生活実習室	460
アトリエ	460
和室	460

(2) 附属設備の使用料 市長の定める額

広島市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成23年7月4日
広島市規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市男女共同参画推進センター条例(平成23年広島市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 広島市男女共同参画推進センター(以下「男女共同参画推進センター」という。)の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することができる。

(1) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)。ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日

ウ 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

2 条例第16条第1項の規定により男女共同参画推進センターの管理を同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(許可の手續)

第3条 条例第4条第1項又は第11条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項又は第11条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用日から3か月前(条例第1条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、1か月前)のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第4条第1項又は第11条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

4 条例第16条第1項の規定により男女共同参画推進センターの管理を指定管理者に行わせる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(許可を要しない施設等)

第4条 条例第4条第1項の市長の定める施設及び附属設備は、施設にあっては資料室、こども室、フリースペース、更衣室、印刷作業室、ICT学習室及び交流コーナーとし、附属設備にあっては別表に掲げる附属設備(更衣室のロッカーを除く。)以外の附属設備とする。

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第5条 条例第17条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第17条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又は登記簿謄本

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(附属設備の使用料の額)

第6条 条例別表の(2)の表の市長の定める額は、別表に定める額とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月25日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月28日規則第2号 抄)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 - (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可のあった広島市留学生会館、広島平和記念資料館、広島市男女共同参画推進センター、広島市と畜場、保健センター及び広島市青少年センターの使用に係る使用料

別表(第4条, 第6条関係)

品 名	単 位	使用料の額	摘 要
デジタルバーサタイルディスプレイプレーヤー	1台1回につき	円 100	
ビデオモニター	1台1回につき	200	
ビデオプロジェクター	1式1回につき	410	スクリーンを含む。
更衣室のロッカー	1個1回につき	100	